

## 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 事業条件書

大阪 IR カジノ関連協定等の資料を精査していて、資料 6「立地協定（土地所有者）」の骨子案 5 ページに「事業条件書」という言葉が出てきた。資料 8 の主な用語定義等によると、「事業条件書」とは、府及び市が 2020 年 1 月に作成した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 事業条件書」（その後の改定・修正を含む。）及びその附属書類（回答書等）をいう。

初めて知った「事業条件書」と関連資料を情報公開請求したところ、遅れて一部資料が送付されてきた。一部とはいえ膨大な資料なので、とりあえず 2020 年 1 月分の目次などを紹介しておきたい。基本協定や実施協定に関わる重要な資料といえる。

### 目次

- 第 1 総則
- 第 2 基本的事項
- 第 3 IR 予定区域等の位置及び規模等に関する事項
- 第 4 事業用地の権利関係及びその使用に関する事項
- 第 5 事業スケジュールに関する事項
- 第 6 事業実施体制に関する事項
- 第 7 IR 施設（中核施設）の設置及び運営等に関する事項
- 第 8 IR 施設（中核施設以外）の設置・運営に関する事項
- 第 9 大阪 IR の魅力・維持可能性を高める取組みに関する事項
- 第 10 懸念事項対策に関する事項
- 第 11 カジノ収益の活用に関する事項
- 第 12 公共インフラ整備等の計画に関する事項
- 第 13 万博・インフラ工事との連携・調整に関する事項
- 第 14 その他の事業条件書

### 第 1 総則 1 本書の位置付け（抜粋して紹介）

本事業条件書は、設置運営事業者が、IR 整備法に基づき大阪・夢洲において IR 施設を設置及び運営する事業並びにこれらに附帯する事業並びに本事業の準備行為を実施する上での事業条件を（本事業等を実施する上での前提条件及び制約事項並びに設置運営事業者が本事業等を実施する上で充足又は適合していなければならない条件、基準及び要件をいう。）を規定するものである。また、本条件書は、募集要項と一体のものであり、応募者が提案書類を作成するに当たっての前提条件となるとともに、基本協定及び実施協定の締結時に契約関係当事者を拘束する。

(2023年11月16日)